

# 団員制度（仮称）について

平成16年8月29日

## 団員について

- ①「団員」の責任と受益を明確にする  
例）責任：演奏会に出演する。チケットを販売する。行事に参加する。  
運営に参加する。後援会員を勧誘する。団費を納める。  
受益：定期演奏会に出演できる。
- ②「団員」と「エキストラ」の2種類とし中間的なものは決めない。
- ③各パートの団員枠は各パートの責任で決める。
- ④現メンバーに対する団員登録するか否かの確認は各パートで行う。  
確認を行う範囲も各パートの責任で決める。
- ⑤団員名簿（全員の）を定期演奏会のプログラムに掲載する。  
（出演者にはマークをつける）
- ⑥団員証は作成しない。登録申込書を作る。
- ⑦団員の登録は年度毎に行う。（4月末までに申込書を提出する）
- ⑧決められた期日までに団費の払込がない場合は、登録を抹消する。

## 団費について

- ①年会費制（6000円）とする。会計は熊響の一般会計に組み入れる。  
途中退団の場合も払い戻しはしない。10月以降入団の場合は半額とする。
- ②大学生以下は学割（5割負担）を設ける。
- ③団費の徴収は各パートごとに担当者を決めて行う。振込みも可とする。
- ④事務局に団費担当を2名程度新設する。

## チケット販売について

- ①チケットノルマは当分の間行わない。
- ②出演しない団員もチケット販売する。

## 団員規約について

1年ほどかけて練り上げてゆく予定